

WE LOVE とよた応援寄附金パートナー事業者募集要項

1 目的

本要項は、ふるさと納税制度を通じて、市のシティプロモーション及び寄附拡大を図るため、寄附者に対し返礼品として地元特産品等を提供する協力事業者（以下「パートナー事業者」という）及び返礼品の募集に当たり必要な事項を定めるものである。

2 パートナー事業者の条件

パートナー事業者は、以下の条件すべてに該当しているものとする。ただし、条件に適合しても市がパートナー事業者として適当でないと認めた場合は、この限りでない。

- （１）市内に事業所がある事業者は市税に、それ以外の事業者は国税に滞納がないこと。
- （２）代表者等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団等の構成員等でないこと。
- （３）個人情報保護法を遵守し、個人情報適切に取扱うことができる事業者であること。
- （４）市及び市がふるさと納税業務を委託している事業者（以下「中間事業者」という。）が必要とする書類の提出が可能あること。

3 返礼品の条件

返礼品は、次の条件すべてに該当する商品等とする。ただし、要件に適合しても、市が返礼品として適当でないと認めた場合は、この限りでない。

- （１）平成 31 年 4 月 1 日付総務省告示第 179 条第 5 条に規定される総務省が定める基準（以下「地場産品基準」という。）に適合するものであること。
- （２）市の特産品等であり、市のシティプロモーションに寄与できるもの。
- （３）品質及び数量の面において、安定供給が見込めるもの。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは、この限りでない。
- （４）各種法令を遵守した生産、製造、加工又はサービスの提供が行われているものであること。
- （５）食品に関しては、商品情報（使用原材料等）の開示がされており、「食品衛生関係法令」の規格・基準内であることなど「食の安全・安心」が確保されていること。
- （６）市ふるさと納税関連ホームページ等への掲載のため、返礼品に関する情報（返礼品の商品名・説明文・画像データ、返礼品提供事業者名等）を提供可能であること。

4 申込手順

パートナー事業者の申込み及び返礼品の登録を希望する者は、次の手順に従い手続きを行うこと。

- （１）誓約書の提出

中間事業者に対し、別紙「WE LOVE とよた応援寄附金パートナー事業者募集に関する誓約書（以下「誓約書」という。）」を提出する。なお、既に誓約書を提出済みのパートナー事業者であって、新たな返礼品の登録のみを希望する者は、誓約書の提出を省略できる。

（２）返礼品登録の申出

中間事業者に対して、返礼品の新規登録を希望する旨を連絡する。

（３）ヒアリングへの対応

返礼品の製造工程等の確認のため、中間事業者が行うヒアリングに対応するとともに、中間事業者が提示するヒアリングシートに必要事項を記入する。

（４）市及び国による審査

ヒアリング内容を踏まえ、当該返礼品が本要項に定める条件を満たしていることを確認した後、市から国に対して地場産品基準に適合しているかを確認するための申請を行う。

（５）結果通知

（４）の結果について、中間事業者を通じてパートナー事業者に対して順次通知する。

（６）返礼品登録

中間事業者を通じて本市が契約しているふるさと納税ポータルサイトへの登録作業を行う。なお、掲載サイト及び掲載順序は、返礼品の性質等を勘案し、市と中間事業者において決定する。

５ 運用

（１）返礼品提供の流れ

ア パートナー事業者は、返礼品提供に当たり中間事業者と個別契約を締結する。

イ パートナー事業者は、中間事業者の発注に応じて返礼品を提供し、返礼品の納品が完了した後、中間事業者から代金を受領する。

（２）寄附額の決定

パートナー事業者から提案のあった提供価格（梱包代、消費税込）に３分の１０をかけ、１,０００円単位に切り上げた額を原則とし、市が寄附額を決定する。送料は別途市の負担とする。ただし、送料が高額となる等、特段の事情がある場合は、この規定に関わらず寄附額を設定する場合がある。

なお、寄附額については、ふるさと納税制度の改正や、燃料費等の社会情勢を鑑みて、随時見直しを図るものとする。

６ パートナー事業者の責務

パートナー事業者は、返礼品提供等にあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）返礼品の提供にかかる問い合わせ、苦情、事故及びトラブル（配送に関するトラブルを含む。）等に対して、誠意をもって対応すること。品質等による保証やクレーム対応については、市は一切責任を負わない。

- (2) 返礼品を過度に強調した寄附者を誘引するための宣伝広告や、寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供（例えば、「お得」、「セール」、「還元」などの表現）を行わないこと。
- (3) 寄附者の個人情報を、返礼品の送付以外の目的で使用しないこと。
- (4) 返礼品の送料は、可能な限り安価になる方法を選択すること。
- (5) イベント出展やパンフレットの発行など、市が行うふるさと納税に係る PR において、市と中間事業者が PR の性質等を総合的に勘案して、返礼品の選定を行うことに同意すること。その上で、サンプル提供等の協力要請があった場合は積極的に協力すること。
- (6) 市が発行する共通お礼状について、返礼品への同封に協力すること。
- (7) 返礼品発送時に自社商品のパンフレット等を同封することで、自社商品の販売促進・PRを図ることができる。その場合、返礼品のみを発送する場合と送料が変動しない範囲とすること。
- (8) 本要項 2 及び 3 における条件への不適合が疑われる場合など、本市が必要と認めた場合は、本市が実施する調査等（実地調査等を含む。）に応じること。

7 変更・取消

- (1) 事業者情報（事業者名・代表者名・住所）に変更があった場合は、誓約書を再度提出すること。
- (2) 返礼品の登録内容（製造工程等）等の変更があった場合や、返礼品の取り下げをする場合は、市と中間事業者へ速やかに報告すること。
- (3) 市は、パートナー事業者が本要項 2 に定める要件に適合しなくなったと認める場合は、その登録を取り消すことができる。
- (4) 市は、登録された返礼品が本要項 3 に定める要件に適合しなくなったと認める場合は、その登録を取り消すことができる。
- (5) (3) (4) の規程に関わらず、市長が不適合と認める場合は、その登録を取り消すことができる。

8 その他

この要項に定めのない事項について、疑義が発生した場合は、本市との協議によるものとする。

附 則

この要項は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。